

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○肥料の登録(五五一・水田総合利用課)……………	1
○道路の供用開始(五五二、五五五・道路課)……………	1
○道路区域の変更(五五三、五五四・道路課)……………	1
○開発行為に関する工事の完了(五五六・秋田地域振興局建設部)……………	2
○土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	2
○県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部)……………	2
○県営土地改良事業の異種目換地の指定(平鹿地域振興局農林部)……………	3
○土地改良区の変更認可(雄勝地域振興局農林部)……………	3
○政治団体の設立の届出(一一〇)……………	3
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一一一)……………	3
○政治団体の解散の届出(一一二)……………	4
○政治団体の収支に関する報告書(一一三)……………	5
○政治団体の収支に関する報告書の修正について(一二四)……………	5
○公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(一五二・生活安全企画課)……………	7

告 示

秋田県告示第五百五十一号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年十一月二十日
 秋田県知事 寺田典城

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量(%) その他の規格	生産者	住所	登録の有効期間
秋田県 第二百十三号	混合有機質肥料 五つ星 有機3号	窒素全量 五・〇% りん酸全量 二・〇% 加里全量 一・〇%	株式会社 サンワイズ	秋田県秋田市保戸野鉄砲町四番地二十五号	平成十九年十一月十二日から 平成二十二年十一月十一日まで

秋田県告示第五百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十九年十一月二十日

供用開始の区間	秋田県知事 寺田典城
道路の種類	路線名
道路の種類	区 間

供用開始の期日	平成十九年十一月二十一日
供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間	(一) 場所 建設交通部道路課

(一) 期間 平成十九年十一月二十一日から同年十二月四日まで

秋田県告示第五百五十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十九年十一月二十日
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	富根能代線	能代市林瀬字中坪一二四番六から能代市字松原六番地先まで	五・五〇〇二〇・〇〇	二・〇三二	

県 道	新	富根能代線	
		B	A
		能代市朴瀬字中坪一二四番六から能代市字松原六番地先まで	能代市朴瀬字中坪一二四番六から能代市字松原六番地先まで
		一七・〇〇〇〇七三・〇〇〇	二・〇三二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十一月二十日から同年十二月三日まで

秋田県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十一月二十日

秋田県知事 寺田 典城

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧		B	A		
			熊堂六郷線	仙北郡美郷町境田字下八百刈二七六番二地先から上深井字松葉野九二番地先まで	仙北郡美郷町境田字下八百刈二七六番二地先から上深井字松葉野九二番地先まで	六・〇〇〇〇七・〇〇〇	〇・二一一
			熊堂六郷線	仙北郡美郷町境田字下八百刈七四番一六から一〇〇番四地先まで	仙北郡美郷町境田字下八百刈七四番一六から一〇〇番四地先まで	六・〇〇〇〇七・〇〇〇	〇・二一一
						一〇・〇〇〇〇四二・〇〇〇	〇・五一八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十一月二十日から同年十二月三日まで

秋田県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年十一月二十日

秋田県知事 寺田 典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	熊堂六郷線	仙北郡美郷町上深井字耳取一六 一番二から境田字下八百刈二五 三番二まで

二 供用開始の期日 平成十九年十一月二十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第五百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十九年八月十七日付け指令秋建一二一三十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十日

秋田県知事 寺田 典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市茨島四丁目十九番三十四号 株式会社財産マネジメント 代表取締役 納谷 彰

二 開発区域に含まれる地域の名称

潟上市天王字追分西二番二、二番四、二番八、二番十四、二番五十一、二番五十二

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員が退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十一月二十日

秋田県知事 寺田 典城

退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川和田妹川字平ノ下十六番地 加藤 壽雄
潟上市飯田川飯塚字水神端九十七番地の十六 富樫 鉄蔵

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(井川東部地区全工区ほ場整備事業) 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十九年十一月二十一日から同年十二月十九日まで
- 三 縦覧場所 井川町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項の規定において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、次の土地を非農用地区域内に換地を定める土地として指定したので、同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十九年十一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積(m)
横手市	雄物川	中助五	七十一番	田	田	一、〇五二
同	町沼館	郎林	七十三番	田	田	一、〇一七

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、稲川土地改良区の稲庭頭首工管理規程を平

一 政党

政治団体の名称	自由民主党秋田県第二選挙区支部	代表者氏名	津 谷 永 光	会計責任者氏名	佐 藤 健 一 郎	主たる事務所の所在地	北秋田市松葉町三十五	届出年月日	平成十九年十月三十日
---------	-----------------	-------	---------	---------	-----------	------------	------------	-------	------------

秋選管告示第百二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十九年十月一日から同月三十一日までの間に次の

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内	新	旧	容	届出年月日
---------	------	---	---	---	---	-------

成十九年十一月八日変更認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十一月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

稲川土地改良区稲庭頭首工管理規程の概要

一 水位の制限

頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、標高百五十一・六三〇メートルを上限とし、標高百五十一・〇三〇メートルを下限とする。

二 水位の基準

頭首工の水位は、土砂吐水門に設置された水位標の示度によるものとする。

三 計画取水量

頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

五月十日から同月二十日まで 毎秒二・六七四立方メートル

五月二十一日から八月三十一日まで 毎秒二・五九三立方メートル

九月一日から五月九日まで 毎秒一・二七三立方メートル

四 取水量の測定

取水量の測定は、取水口下流に設置された自記水位計の示度

によるものとする。

五 点検及び整備

頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、ゲート等を操作するために必要な機械及び器具を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

六 洪水警戒体制

管理者は、降雨に関する警報等が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

七 その他

管理者は、管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十九年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年十一月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日	二 その他の政治団体	
				政治団体の名称	異動事項
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十九年十月一日から同月三十一日までの	間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。 平成十九年十一月二十日			自由民主党秋田県防衛支部	会計責任者 根田芳幸
秋選管告示第百二十二号	秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一			日本共産党山本地区委員会	主たる事務所の 在 在 所 在 主たる事務所の 在 在 能代市字藤山二十三―一
一 政党				日本共産党雄平地区委員会	代表者 齋藤孝史
清新小田忠会	小田嶋忠	村岡哲夫	"	我妻桂子	代表者 齋藤孝史
秋田県農協政治連盟	小田嶋忠後援会	岡田裕夫	"	鈴木望	代表者 齋藤孝史
秋田県山田とお後援会	岡田裕夫後援会	岡田裕夫	平成十九年十月十六日	加藤忠三	代表者 齋藤孝史
寺田学後援会	後藤健	後藤健	平成十九年十月五日	長岡節子	代表者 齋藤孝史
くまがい重隆後援会	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地四十七―二	秋田市河辺和田字和田三十一―三十六	平成十九年十月四日	能代市景林町十一―十八	代表者 齋藤孝史
日本葉業政治連盟秋田県支部	成田由明	富樫博明	"	大友由治	代表者 齋藤孝史
未来への決断を支える会	後藤健	佐藤隆興	平成十九年十月三日	根田芳幸	代表者 齋藤孝史
政治団体の名称	異動事項	新	届出年月日	旧	代表者 齋藤孝史
					代表者 齋藤孝史

自由民主党山内支部	永 沢 祐 三	平成十七年四月二十七日	平成十九年十月三十日
-----------	---------	-------------	------------

秋選報告書第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その内容を公表する。

平成十九年十一月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
 Ⅱ 報告書の要旨
 1 収入及び支出のある団体
 (1) 政党
 政治団体の名称 **自由民主党山内支部** (平成17年分)

報告年月日	平成19年10月30日
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	43,092円
(イ) 支出総額	43,092円
(ウ) 収入の内訳	16,000円
(エ) 収入の内訳	4,000円
(オ) 収入の内訳	12,000円
(カ) 収入の内訳	16,000円
合 計	16,000円

(イ) 支出の内訳	43,092円
政治活動費	43,092円
組織活動費	43,092円
合 計	43,092円

秋選報告書第百二十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書について、委員の報告があることので、政治団体の収支に関する報告書の一部を次のとおり公表する。

平成十九年十一月二十日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

平成18年秋選報告書第81号

- (1) 政党 カ資産等の内訳 (ウ) 預金若しくは貯金又は郵便貯金 自由民主党秋田県支部連合会欄中

自由民主党秋田県大館支部	800,000
自由民主党秋田県支部連合会	5,000,000

を
に改める。

平成19年秋選報告書第109号

- 報告書の要旨 自由民主党秋田県第一選挙区支部欄中

27,125,129	25,610,907	678,729	1,514,222	460,400	516	210,000	8,925,000	700,000	9,835,000	16,100,000	51,000	26,446,400	16,059,690	246,822	4,402,476
3,557,704	24,266,692	1,134,815	100,000	109,400	1,344,215	25,610,907	を	16,100,000	51,000	26,446,400	16,059,690	246,822	4,402,476		
27,125,129	25,610,907	678,729	1,514,222	460,400	516	270,000	8,865,000	700,000	9,835,000	16,100,000	51,000	26,446,400	16,059,690	246,822	4,402,476
3,557,704	24,266,692	1,134,815	100,000	109,400	1,344,215	25,610,907	を	16,100,000	51,000	26,446,400	16,059,690	246,822	4,402,476		
3,557,704	24,266,692	1,134,815	100,000	109,400	1,344,215	25,610,907	に改める。	100,000	109,400	1,344,215	25,610,907	に改める。			

(1) 政党 ア寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えたもの) 自由民主党秋田県第一選挙区支部欄中

個人	細谷重直	120,000	秋田市
その他	秋田銀行㈱	120,000	秋田市

尙左藤林業	200,000	五城目町
敬愛学園	60,000	秋田市
医療法人圭山会	60,000	秋田市

㈱汎建築設計事務所	120,000	沖繩県那覇市
-----------	---------	--------

個人	細谷重直	120,000	秋田市
	江畑清治	60,000	秋田市
その他	秋田銀行㈱	120,000	秋田市

尙左藤林業	200,000	五城目町
医療法人圭山会	60,000	秋田市

㈱汎建築設計事務所	120,000	秋田市
-----------	---------	-----

(1) 政党 カ資産等の内訳 (イ) 預金若しくは貯金又は郵便貯金 自由民主党秋田県支部連合会欄中

社会民主党秋田県支部	1,000,000
民主党秋田県総支部連合会	1,000,000

を

社会民主党秋田県支部	1,000,000
------------	-----------

自由民主党秋田県支部連合会	10,001,001
民主党秋田県総支部連合会	1,000,000

に改める。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第152号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、公示する。

平成19年11月20日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- 2 実施期間
平成20年1月21日（月）から同月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間
- 3 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号
秋田県青少年交流センター
- 4 受講定員
30人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）
- 5 受講資格者
受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。
(1) 最近5年間に3号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明

書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事している者

6 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 予約専用電話による受付

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に予約専用電話（電話018-863-1111内線3043、3044）に電話を行い、講習の予約を行うこと。
なお、代理人による予約は受け付けない。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、平成19年12月3日（月）から同月5日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。

イ 予約番号の告知

電話を行った者が受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を告知する。

ウ 留意事項

(ア) 予約受付時間外による予約は受け付けない。
(イ) 電話1回につき、1名の予約を受け付ける。
(ウ) 電話予約の受付期間内であつても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した講習申請者が行うこと。

イ 提出期間

平成19年12月17日（月）から同月21日（金）までの午前9時から午後5時までの間

ウ 提出先

県内の各警察署の生活安全課

エ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習申込書 1通
写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼り付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通
a 前記5(1)に該当する者
最近5年間に3号警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
b 前記5(2)に該当する者
1級検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し
c 前記5(3)に該当する者
2級検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
d 前記5(4)に該当する者
旧1級検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し
e 前記5(5)に該当する者
旧2級検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(ウ) やむを得ない事由により代理人が申請する場合においては、本人からの委任状 1通

7 講習手数料

38,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 講習には、筆記用具を持参すること。

(3) 講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄



古紙配合率100%